

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第65号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部改正)

第1条 知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(事務の委任)			(事務の委任)		
<p>第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務(同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健所長に委任する。</p>			<p>第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第9条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務(同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)を保健所長に委任する。</p>		
(略)			(略)		
21	(略)	(1)～(3) (略) (4) (略) (5)～(9) (略)	21	(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>第48条第8項の規定による届出の受付</u> (5) (略) (6) <u>第56条第2項の規定による届出の受付</u> (7)～(11) (略)
(略)			(略)		
31	(略)	(1) (略) (2) <u>第3条の2第1項及び第3条の3第1項の規定による承認に関する事務</u> (3)～(8) (略)	31	(略)	(1) (略) (2) <u>第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定による承認に関する事務</u> (3)～(8) (略)

(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則（昭和51年静岡県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃止の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(開設者の地位の承継の届出)</u></p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(開設者の地位の承継の届出)</u></p> <p>第7条の2 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による承継の届出書の様式は、様式第6号の2によるものとする。</p> <p>第8条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号中

「

開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	
---	--

(注)

理容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その理容所に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者（以下「譲渡者」という。）の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
管理理容師の住所又は氏名	有 ・ 無	
構造又は設備の概要	有 ・ 無	
理容師の氏名、登録番号又はその他の従業者の氏名	有 ・ 無	
理容師の伝染性疾病の有無	有 ・ 無	
開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容	有 ・ 無	

所の名称		
開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	有 ・ 無	

譲渡者	住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

を
「

開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	
---	--

に改め、「。ただし、理容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該医師の診断書の添付を省略することができる。」及び「。ただし、理容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。」を削る。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第7条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

譲渡による承継届

年 月 日

静岡県 保健所長 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
届出者
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
年 月 日生
〔法人にあつては、記入
は不要であること。〕

理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）	
	住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
理 容 所 の 名 称		
理 容 所 の 所 在 地		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 美容師法施行細則（昭和51年静岡県規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃止の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(開設者の地位の承継の届出)</u></p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(開設者の地位の承継の届出)</u></p> <p><u>第7条の2 省令第20条の2第1項に規定する譲渡による承継の届出書の様式は、様式第6号の2によるものとする。</u></p> <p>第8条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号中

「

開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	
---	--

(注)

美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、その美容所に係る次の表の左欄に掲げる事項に関する同表中欄に掲げる変更の有無のいずれかを○で囲み、当該営業を譲り渡した者（以下「譲渡者」という。）の住所を記載し、及びその自署を受けること（当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付する場合にあつては、譲渡者の欄の記載を要しない。）。

事 項	変更の有無	備 考
管理美容師の住所又は氏名	有 ・ 無	
構造又は設備の概要	有 ・ 無	
美容師の氏名、登録番号又はその他の従業者の氏名	有 ・ 無	
美容師の伝染性疾病の有無	有 ・ 無	
開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	有 ・ 無	
開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第		

1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	有 ・ 無	
------------------------------	-------	--

譲渡者	住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕	氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
-----	------------------------------	------------------------------

を

「

開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	
---	--

に改め、「。ただし、美容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該医師の診断書の添付を省略することができる。」及び「。ただし、美容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。」を削る。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第7条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

譲渡による承継届

年 月 日

静岡県 保健所長 様

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
届出者
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
年 月 日生
〔法人にあつては、記入
は不要であること。〕

美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）	
	住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第4条 興行場法施行条例施行規則(昭和59年静岡県規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を、その興行場の所在地を管轄する保健所の長(以下「管轄保健所長」という。)に提出しなければならない。<u>ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者(以下「譲受者」という。)は、第3号及び第5号から第8号までに掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、譲受者は、その興行場の構造設備に変更がない場合限り、図面の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(相続による営業承継の届出)</p> <p>第2条の2 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、<u>様式第1号の2</u>による届書を管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(合併又は分割による営業承継の届出)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を、その興行場の所在地を管轄する保健所の長(以下「管轄保健所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(譲渡による営業承継の届出)</u></p> <p>第2条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、<u>様式第1号の2</u>による届書を管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の届書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(相続による営業承継の届出)</p> <p>第2条の3 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、<u>様式第1号の3</u>による届書を管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(合併又は分割による営業承継の届出)</p>

第2条の3 法第2条の2第2項の規定により
合併又は分割による営業者の地位の承継の届
出をしようとする者は、様式第1号の3によ
る届書を管轄保健所長に提出しなければなら
ない。

2 (略)

第2条の4 法第2条の2第2項の規定により
合併又は分割による営業者の地位の承継の届
出をしようとする者は、様式第1号の4によ
る届書を管轄保健所長に提出しなければなら
ない。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中（注）3を削る。

様式第1号の3中「（第2条の3）」を「（第2条の4）」に、「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同様式を様式第1号の4とする。

様式第1号の2中「（第2条の2）」を「（第2条の3）」に、「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同様式を様式第1号の3とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

興行場営業承継届

年 月 日

静岡県 保健所長 様

住所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
 年 月 日生
 〔法人にあつては、記入は不要であること。〕

興行場営業を承継したので、興行場法施行条例施行規則第2条の2第1項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）	
	住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	
譲渡の年月日		年 月 日
興行場の名称		
興行場の所在地		
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 クリーニング業法施行細則（平成2年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(書類の様式)		(書類の様式)	
<p>第8条 次の表の左欄に掲げる届出等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。</p>		<p>第8条 次の表の左欄に掲げる届出等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。</p>	
(略)		(略)	
4	法第5条の3第2項の規定による届出	4	法第5条の3第2項の規定による届出
	相続による承継届	4	<u>営業の譲渡による承継届</u>
	様式第3号の2	5	<u>承継届</u>
	様式第3号の3	3	相続による承継届
	合併による承継届	3	<u>号の3</u>
	分割による承継届	3	合併による承継届
	様式第3号の3	3	分割による承継届
	様式第3号の4	3	<u>号の4</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号（注）を次のように改める。

（注） 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第1号の2（注）を次のように改める。

（注） 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

様式第3号の3を様式第3号の4とし、様式第3号の2を様式第3号の3とし、様式第3号の次に次の

1 様式を加える。

様式第3号の2（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

営業の譲渡による承継届

年 月 日

静岡県 保健所長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
年 月 日生
〔法人にあっては、記入は不要であること。〕

クリーニング所

に係る営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定に
無店舗取次店

より届け出ます。

営業を譲渡した者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）	
	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	
譲渡の年月日	年 月 日	
クリーニング所の名称 （無店舗取次店の名称）		
クリーニング所の所在地 〔無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号〕		

（注） 営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付すること。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年静岡県規則第50号）の一部を次のように改正する。

「相続

様式第6号中 合併により を削り、

分割 」

「

地位を承継した年月日	年 月 日
------------	-------

」

を

「

地位を承継した年月日	年 月 日
承 継 の 理 由	譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

」

に改める。

(静岡県食品衛生規則の一部改正)

第7条 静岡県食品衛生規則（平成12年静岡県規則第97号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(書類の様式) 第10条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>省令第70条の2の規定による営業の届出書</td><td>(略)</td></tr><tr><td>省令第68条第1項の規定による相続による承継の届出書</td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	(略)	省令第70条の2の規定による営業の届出書	(略)	省令第68条第1項の規定による相続による承継の届出書	(略)	(書類の様式) 第10条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式とする。 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>省令第70条の2第1項の規定による営業の届出書</td><td>(略)</td></tr><tr><td>省令第67条の2第1項 <u>(省令第70条の2第2項において準用する場合を</u></td><td>(略)</td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	(略)	省令第70条の2第1項の規定による営業の届出書	(略)	省令第67条の2第1項 <u>(省令第70条の2第2項において準用する場合を</u>	(略)
(略)	(略)																
(略)	(略)																
省令第70条の2の規定による営業の届出書	(略)																
省令第68条第1項の規定による相続による承継の届出書	(略)																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
省令第70条の2第1項の規定による営業の届出書	(略)																
省令第67条の2第1項 <u>(省令第70条の2第2項において準用する場合を</u>	(略)																

		含む。)の規定による譲渡 による承継の届出書
省令第69条第1項の規定 による合併による承継の 届出書		省令第68条第1項(省令 第70条の2第2項におい て準用する場合を含む。) の規定による相続による 承継の届出書
省令第70条第1項の規定 による分割による承継の 届出書		省令第69条第1項(省令 第70条の2第2項におい て準用する場合を含む。) の規定による合併による 承継の届出書
(略)		省令第70条第1項(省令 第70条の2第2項におい て準用する場合を含む。) の規定による分割による 承継の届出書
		(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号(裏)中

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	

」

を

「

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	

」

に改める。

様式第4号(表)中「承継(」を「承継(譲渡・)」に、

「

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※ 法人にあつては、その所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄

」

を

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※ 法人にあっては、その所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所 (法人にあってはその所在地)		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・ 譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの) (・ 法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等)	

に改め、同様式(表)備考中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 譲渡の場合は、地位を承継する者の情報の項目(被相続人との続柄の項目を除く。)、譲渡した者の項目及び裏面を記載すること。

様式第4号(裏)中「施設の所在地」の次に「(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)」を加え、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

様式第5号(裏)、様式第6号(裏)、様式第7号及び様式第8号中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(申請書等に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

(興行場法施行条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行の日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る第4条の規定による改正前の興行場法施行条例施行規則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。